

契 約 書

第一号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）

_____(以下、「利用者」といいます)と、株式会社MID ホールディングスの営む
デイサービスセンター えがお(以下、「事業者」といいます)は、事業者が利用者に対して行う第一号通所事業
(介護予防通所介護相当サービス)について、つぎのとおり契約します。

第1条 (契約の目的)

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する
能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう介護予防サービスを提供し、利用者は、事業者に対しそのサ
ービスに対する料金を支払います。

第2条 (契約期間)

1. この契約の契約期間は 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 から利用者の総合事業対象の有効期間
満了日までとします。
2. 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、
契約は自動更新されるものとします。

第3条 第一号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)計画

事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「第一号通所事業(介護予防通所介護相当サ
ービス)計画」を作成します。事業者はこの「第一号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)計画」の内容を利用
者およびその家族に説明し、同意を得るものとします。また、当該「計画」については利用者およびその家族に
交付するものとします。

第4条 第一号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)の提供場所・内容

1. 介護予防通所相当サービスの提供場所はデイサービスセンターえがおです。所在地及び概要は【重要事項説
明書】の通りです。
2. 事業者は、第3条に定めた第一号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)計画に沿って介護予防通所
介護相当サービスを提供します。

第5条 (サービス提供の記録)

1. 事業者は、サービス提供記録を作成し、この契約の終了後5年間保管します。
2. 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧するこ
とができます。
3. 利用者は、第1項のサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。但し、記録の複写物にかかる
費用については【重要事項説明書】に定める料金を利用者が支払います。

第6条 (料金)

1. 利用者は、サービスの対価として【重要事項説明書】に定める利用単位毎の料金を基に計算された月毎の合計
金額を支払います。
2. 事業者は、当月料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月10日までに利用者へ送付します。
3. 利用者は、当月料金の合計額を翌月末日(銀行引き落としは25日)までに事業者の指定する方法で支払いま
す。

第7条 (サービスの中止)

1. 利用者は、事業者に対してサービス実施日の前々営業日の午後5時までには通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
2. 利用者が、サービス実施日の前々営業日の午後5時までには通知することなくサービスの中止を希望した場合は、事業者は利用者に対して、【重要事項説明書】に定める計算方法により、料金の全部または一部をキャンセル料として請求することができます。この場合の料金は第6条に定める他の料金の支払いと合わせて請求します。
3. 事業者は、利用者の体調不良等、介護予防サービスの実施が困難と判断した場合、サービスを中止することができます。この場合の取扱は【重要事項説明書】に記載した通りです。

第8条 (料金の変更)

1. 事業者は利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより、利用料および食事等の、料金の変更(増額または減額)を申し入れることができます。
2. 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【契約書別紙】を作成し、お互いに取り交わします。

第9条 (契約の終了)

1. 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
2. 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
3. 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④ 事業者が破産した場合
4. 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払が2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合
 - ② 利用者またはその家族等が、事業者やサービス従業者または利用者に対して、この契約を継続し難いほどの迷惑行為、背信行為を行った場合
 - ③ 利用者が正当な理由なく、サービスの中止を繰り返した場合、または入院・入所・病気などにより、3ヶ月以上にわたり、サービスを利用できない状態にあることが明らかになった場合
 - ④ 利用者がサービス提供地域外に転居した場合
5. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者の要支援認定区分が、非該当又は要介護と認定された場合
 - ③ 利用者が死亡した場合

第10条（秘密保持）

1. 事業者、および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
2. 事業者は、利用者及びその家族の有する問題や解決すべき課題等についてのサービス担当者会議等において、情報を共有するために利用者及び家族の個人情報を用いる事、また、必要時に限り、サービス提供に関連する当事業者以外のサービス提供事業者、糸魚川市等の行政、居宅介護支援事業所及び地域包括センターへの個人情報を用いる事も、本契約をもって同意とみなします。

第11条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第12条（緊急時の対応）

事業者は、現に第一号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）の提供を行っている時に利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに家族または緊急連絡先へ連絡するとともに、医療機関に協力要請を取るなど必要な措置を講じます。

第13条（連携）

事業者は、第一号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）の提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第14条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、第一号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第15条（本契約に定めのない事項）

1. 利用者および事業者は信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第16条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者と事業者は、事業者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることに予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

【利 用 者】

氏 名 印

署名代行者兼家族代表

私は、本人の契約意思を確認し署名代行いたしました。

利用者との関係：

氏 名 印

【事 業 者】新潟県上越市上島 469 番 1

株式会社 MID ホールディングス

代表取締役 三井 慶満 印

重要事項説明書

第一号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）

1 当事業所の概要

(1) 事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	デイサービスセンター えがお
所在地	新潟県糸魚川市寺島3丁目2番40号
サービス種類	第一号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）
介護保険指定番号	1571500659号
サービス提供地域	糸魚川市
定員	18名

(2) 営業時間

月曜日～土曜日	8:00 ～ 17:00
サービス提供時間	9:15 ～ 15:14
定休日	日曜日・正月（1月1日～1月3日）

(3) 職員体制

		常勤	非常勤	計
①	管理者	1名	0名	1名
②	生活相談員	2名	0名	2名
③	看護師	0名	5名	5名
④	機能訓練指導員	0名	5名	5名
⑤	介護職員	3名	4名	7名

(4) 事業の目的

デイサービスセンターえがおが行う地域密着型通所介護の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立の解消及び心身の機能の維持ならびにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(5) 運営の方針

1. 事業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
2. 事業者は、各居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保険医療機関、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービス等関係諸機関と綿密な連携を図り、協力と理解のもとに総合的なサービス提供に努める。
3. 事業者は、緊急の事態にも柔軟に対応できる体制を整備する。

2 当事業所の連絡窓口（相談・苦情・キャンセル連絡など）

TEL：025-555-7747

担当部署：デイサービスセンター えがお

担当者：馬場 未幸

受付時間：午前8:00～午後5:00

＊ ご不明な点はお尋ねください。ご相談については下記各市町村でも受け付けております。

糸魚川市市民部福祉事務所：025-552-1511

新潟県国民健康保険団体連合会：025-285-3022

3 サービス内容

ご利用者様の通所介護計画に沿った、送迎・身体介護・食事の提供・入浴介助・機能訓練・その他必要なサービスや、ご利用者様・ご家族様からのサービスに関するご相談を行います。

4 利用料金

(1) 別紙参照

(2) 自己負担となるもの（介護保険適用外）

- ・食費（昼食1食につき）；720円
- ・オムツ（1枚につき）、レクリエーション材料費、その他日常生活必需品等；実費
- ・口座振替手数料（振替希望のみ）；実費

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。なお、第一号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに、文書でお申し出ください。

② 当事業所のご都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の1ヶ月前までに、文書で通知いたします。

③ 自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します）

- ・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスの提供を受けていたご利用者様の認定区分が、非該当〔自立〕または要介護と認定された場合

※ 要介護と認定された場合は、条件を変更して再度契約をすることができます。

- ・ご利用者様が亡くなられた場合

④ 契約解除

- ・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合は、文書で通知することで、ご利用者様は即座に契約を解約することができます。
- ・当事業所が破産した場合は、ご利用者様に文書で通知することで、即座に契約を解約することができます。
- ・ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず15日以内に支払われない場合は、事業者が文書で通知することで、当事業所におけるサービスの提供を即座に終了させていただく場合があります。
- ・ご利用者様やご家族様などが、当事業所や当事業所のサービス従業者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、事業者が文書で通知することで、当事業所におけるサービスの提供を即座に終了させていただく場合があります。

⑤ その他

- ・ご利用者様に、病気・怪我などで健康上に問題がある場合は、当事業所におけるサービスの利用をお断りする場合があります。

- ・当事業所における当日の健康チェックにおいて、ご利用者様の診断結果が悪い場合、サービス内容の変更、または、サービスの提供を中止する場合があります。
- ・当事業所のサービス利用中に、ご利用者様の体調が悪くなった場合、サービス提供を中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ・ご利用者様に、他のご利用者様の健康に悪影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。ご利用者様の疾患（感染症）が治癒するまで、当事業所におけるサービスのご利用はお断りさせていただく場合があります。
- ・サービスのご利用時は、金銭・貴重品類・食べ物は持参しないでください。また、ご利用者様間での金銭の貸し借り・物品の貸し借り・食べ物のやりとりはご遠慮ください。
- ・当事業所の施設内では、政治活動・宗教活動・物品の販売などの行為は、禁止させていただきます。

6 緊急時の対応

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

主 治 医	病 院 名	
	主治医氏名	
	連 絡 先	
ご 家 族	氏 名	(続柄:)
	連 絡 先	
緊急連絡先	氏 名	(続柄:)
	連 絡 先	

7 事故発生時の対応

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に事故が発生した場合は、関係各位に連絡するとともに、事故内容詳細の事実確認をし、関係各位にその報告を行います。第三者機関又は公的機関等を経た結果、当事業所が賠償責任を負わなければならないと判断された場合には、当事業所はご利用者様に対して賠償責任を負うものとします。

8 第三者評価の実施状況

当事業所では現在実施しておりません。

【 会社の概要 】

社 名……株式会社 MID ホールディングス
 設 立……平成 21 年 8 月
 所在地……新潟県上越市上島 469 番地 1
 代表者……三井 慶満

【 事業内容 】

第一号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）
 利用料金…別紙記載

令和 年 月 日

第一号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

株式会社 MID ホールディングス
代表取締役 三井 慶満 印

デイサービスセンター えがお
説明者職名： 氏名 印

私は、本書面に基ついて事業者から重要事項の説明を受け、第一号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）の提供開始に同意しました。

氏名 印
(代筆者) 氏名 印

第一号通所事業運営規程

（事業の目的）

第1条 デイサービスセンターえがおが行う第一号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立の解消及び心身の機能の維持ならびにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2. 事業者は、各居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保険医療機関、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービス等関係諸機関と綿密な連携を図り、協力と理解のもとに総合的なサービス提供に努める。

3. 事業者は、緊急の事態にも柔軟に対応できる体制を整備する。

（事業所の名称等）

第3条 事業を実施する事業所の名称、住所及び運営主体は次のとおりとする。

- | | |
|---------|-------------------|
| （1）名称 | デイサービスセンター えがお |
| （2）所在地 | 新潟県糸魚川市寺島3丁目2番40号 |
| （3）運営主体 | 株式会社MIDホールディングス |

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 従業者の職種、人員数及び職務の内容は以下のとおりとする。

- | | | |
|----------|------|---|
| （1）管理者 | 1人 | <ul style="list-style-type: none">・ 当事業所の従業員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。・ 従業員に本規程を遵守させるために、必要な指揮命令を行う。 |
| （2）生活相談員 | 1人以上 | <ul style="list-style-type: none">・ 利用者、家族等の相談、通所介護計画の作成等、日課サービス調整・管理・関係機関との連携等を行う。 |
| （3）看護職員 | 1人以上 | <ul style="list-style-type: none">・ 利用者の保健衛生並びに看護業務を行う。 |

(4) 機能訓練指導員 1人以上

- ・ 日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止する為の訓練を行う。

(5) 介護職員 2人以上

- ・ 利用者の日常生活全般にわたる介護業務及び送迎を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間を、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日
- (2) 営業時間 午前8時00分から午後5時00分
- (3) サービス提供時間 午前9時から午後4時
- (4) 上記による営業時間外においても、利用者の状況や希望によりサービスの提供を行うことができるものとする。

(第一号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）の実施単位及び利用定員)

第6条 第一号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）の実施単位及び利用定員は、次のとおりとする。

- (1) 実施単位（第一号通所事業（介護予防通所介護相当サービス））1単位
- (2) 定員 18人

(第一号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）の内容)

第7条 利用者の要支援状態等の軽減または悪化の防止に資するよう、心身の状況等を踏まえて、妥当適切な療養を行うものとし、以下のサービスを提供するものとする。

- (1) 食事、入浴、排泄等の介助と清拭、おむつ交換等の介護サービス
- (2) 日常生活に必要な機能を回復するための機能回復訓練
- (3) レクリエーション行事は趣味活動、教養娯楽活動等

2. 事業所と居宅との送迎を行う。

3. 健康管理その他必要に応じて相談、助言を行う。

4. サービス計画に基づき、漫然かつ画一的な内容とならないようにする。

5. 懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。

6. 利用者又は他の利用者当の生命又は身体を保護するため、緊急かつやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者等の行動を制限する行動を行わない。

身体拘束をせざるを得ない場合は、事業所で定める「身体拘束マニュアル」に従い、利用者またはその家族に理解を求め、記録を作成するものとする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 第一号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）利用料は、糸魚川市が定めた告示上の基準額をし、法定代理受領サービスの場合は、利用料の 1 割を本人負担とする。

2. 保険対象外費用

①食費	720 円
②行事・レクリエーション材料費	100 円
③おむつ類	実費

3. 前 2 項に掲げる費用以外の支払いを受ける場合には利用者又は家族に対して事前に文書を用いて説明し承諾を得る。

4. キャンセル料

・利用前日のキャンセル	本人負担額の 50%
・利用当日のキャンセル	本人負担額の 100%

ただし、身体状況の急変によるキャンセルの場合は、担当居宅介護支援専門員への確認によりキャンセル料を請求しないこともある。 その場合であっても食費は請求するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

新潟県糸魚川市

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は第一号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）を利用するに当たり、以下の事項に留意しなければならない。

・指定通所介護及び介護予防通所介護は多くの方の共同生活であり、日常の療養はすべて通所介護計画及び介護予防通所介護計画に基づいて行われているので、むやみにこれを乱す行為・行動をとってはならない。

・衛生管理上及び療養上食事の制限の必要な利用者がいるため、許可なく食べ物を持ち込み他の利用者に分ける行為はしないこと。持ち込む場合は、事業所のスタッフに相談すること。

(緊急時の対応方法)

第11条 サービスの利用中、利用者に体調または病状に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。 主治医に対する連絡が困難である場合、緊急搬送等の処置を講ずることとする。

(非常災害対策)

第12条 非常災害に備え、最低年1回以上の非難訓練等の非常災害訓練を行う。

2. 消防署、地域住民、各関係機関との連携体制を確立する。
3. 非常災害に関する具体的な計画を立て、緊急連絡網等を整備する。

(苦情処理)

第13条 第一号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）の利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。また、市町村や国民健康保険団体連合会と連携し、指導・助言を仰ぐものとする。

(その他運営にあたっての重要事項)

第14条 利用者に対し、適切な第一号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）を提供できるよう、従業員の勤務体制を定めておかなければならない。また、当該サービスは、当該事業所の従業員によって行われなければならないが、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。

2. 従業員に資質向上のために、研修の機会を確保する。
3. 従業員は、正当な理由なく、その業務上知りえた利用者またはその家族の情報を漏らしてはならない。又、従業員の退職後も、その業務上知りえた利用者またはその家族の情報を漏らさないよう必要な策を講じる。
4. 居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得るものとする。
5. 利用者の使用する施設、食器その他設備について衛生的な管理に努め、医療品及び医療廃棄物等の管理を適切に行う。
6. 当事業所において感染症が発生することの無いよう、必要な処置を講ずるよう努めなければならない。
7. 従業員・設備・備品に関する諸記録を整備しておかなければならない。また、利用者に対する第一号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から最低2年間は保管しなければならない。整備すべき記録は以下のとおりとする。
 - ① 第一号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）に関する記録
 - ② 提供した具体的サービス内容等の記録
 - ③ 市町村等への報告に関する記録
 - ④ 苦情の内容等の記録
 - ⑤ 事故の状況及び事故に際して行った処置の記録
8. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は管理者等との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 15 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

附則 この規程は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。